

綾部市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

綾部市教育委員会

# 綾部市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置

## 実施計画

令和8年4月1日策定  
綾部市教育委員会

### はじめに

京都府教育委員会では、教職員の長時間勤務の是正に向け、平成30年3月に「教職員の働き方改革実行計画」を策定されました。

これを受け、綾部市教育委員会では、「教職員の働き方改革」の実現を目指して、京都府教育委員会と連携・協力し、長時間勤務の是正や学校業務の更なる改善、教育職員の負担軽減対策等を強力に推進してきたところです。

そうした中、労働法制全体では、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）により、罰則付きの時間外労働の上限規制が導入されるとともに、事業者に対する労働時間の状況の把握義務が明確化され、原則として平成31年4月から施行されました。

また、公立学校の教育職員に関わっては、同法の趣旨を踏まえ、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）が改正され、令和2年1月、同法第7条第1項の規定に基づく指針（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針）が告示されました。

綾部市教育委員会では、こうした動きに対応し、新たに制定した「綾部市立の小学校及び中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に同指針を踏まえた上限時間を規定するとともに、同規則に基づく方針として「綾部市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、引き続き、教育効果向上に向けた教育職員の働き方改革の実現に向けた取組を推進してきました。

その上で、学校における働き方改革を一層推進するため、令和7年6月に公布された給特法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）において、新たに設けられた給特法第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）の策定、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等の仕組みを通じて、国、地方公共団体、教育委員会、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、それぞれの権限と責任に基づき、相互に連携・協働しながら取組を実施し、検証と改善を重ねていくことが必要であるとされました。

このことを受け、本市においては教育職員をはじめ学校に勤務する職員を対象に実施計画を策定するものです。

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒への教育に邁進できるようにする。それにより、教職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学習指導要領が目指している理念の実現に向けて、よりよい教育を行うことを目的にこの計画を策定する。

### (2) 本市の現状

本市では令和2年4月に「綾部市立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月39.8時間	70.1%	34.4%
中学校	月37.3時間	56.4%	29.9%
合計	月38.8時間	63.8%	32.5%

令和6年度の時間外在校等時間の状況は、時間外在校等時間が45時間を超える割合が高くなっている。校務や児童生徒、保護者等への対応などの業務の負担感が大きくなっており、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備を図ることにより教職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

- ・年間の年次有給休暇の取得率を40%以上にする  
【R6：綾部市36.31%】
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を8%以下とする  
【R7：8.1%】

- ・ストレスチェックにおける仕事における満足度を85%以上とする  
【R7：81.4%】

### 3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登下校する時間の見直しの検討
- ・公民館活動や見守り隊などの協力を得て、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動と学校との連絡調整について、教頭に責任や負担が集中しないよう教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

◇ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案の対応

- ・首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において、当該苦情等に対応できる体制を構築する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇ 文書收受や調査・統計等への回答

- ・市から学校に発出する文書について、学校の文書管理システムを構築し事務負担を軽減する。

◇ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プールや体育館等の地域開放施設の管理業務について、京都府・市町村共同公共施設案内予約システムを活用することを検討する。

◇ 部活動

- ・令和11年度から、原則、学校における休日の部活動を地域クラブへ展開する。また、平日の部活動の地域展開についても検討する。
- ・部活動指導員、外部指導者の充実により部活動指導の負担を軽減する。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◇ 給食の時間における対応

- ・ランチルームや空き教室の活用、担当教職員のシフト制により教職員の休憩時間の確保に努める。
- ◇ 授業準備、学習評価や成績処理
  - ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を全校に配置し、教師の業務負担を軽減する。
  - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◇ 学校行事の準備・運営
  - ・関係機関との日程調整や物品の準備について、事務職員、用務員、教員業務支援員との連携により業務分担を進める。
- ◇ 不登校や支援が必要な児童生徒・家庭への対応
  - ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等が生徒指導関係の校内会議へ参加し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
  - ・やすらぎルーム、なごみルーム、あいルームの不登校支援員の連携により児童生徒への柔軟な支援体制とする。

## (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- デジタル技術の活用により、ペーパーレス化や生成AIの活用などにより校務を効率化し、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」の項目の達成度を高める。
- カスタマーハラスメント対策としての録音機能と勤務時間外のアナウンス機能を備えた電話を設置する。

## (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 心身の健康問題についての相談窓口を校内や校外（市教委）に設置する。

- 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得することを促進する。
- 学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中にまとまった日数の一斉閉校期間の設定を行う。
- 長期休業期間中における早出遅出勤務、自宅等でのオンライン研修について各校において検討を行う。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会議において報告することとする。
- 児童生徒や教職員の支援に当たる人材（特別支援教育支援員、介助員、教員業務支援員等）の確保・充実に努め、行事や児童生徒の状況等を鑑み、必要な時間帯に業務が行えるよう各校において、時差出勤等の柔軟な勤務体制とする。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務用パソコンの使用時間（ログインからログオフまで）で把握し、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や業務の持ち帰り、休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導・助言を実施する。
- 教育委員会においては、校長会、教頭会、共同学校事務室と連携し、各学校における働き方改革の取組が進むよう様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、協議を行う機会を設ける。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下、校内業務の見直しを進め、安全衛生推進委員会や学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 教育委員会においては、保護者・地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行う。各学校においては、具体の項目について協力を得られるよう丁寧な説明に努め取り組む。